

広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会（西部建設事務所管内【西ブロック】）規約 新旧対照表

改正（案）	現行
<p>第1条～第4条（略）</p> <p>（協議会の実施事項）</p> <p>第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。</p> <p>1 現状の水害リスク情報及び各構成員が実施している現状の減災に係る取組状況等の共有</p> <p>2 県管理河川の流域ごとに、水位情報に加え、避難情報等の発令に資する情報提供</p> <p>3 その他、広島県管理河川の氾濫に関する減災対策において必要な事項</p> <p>第6条～第12条（略）</p> <p>附 則</p> <p>本規約は、平成29年2月7日から施行する。</p> <p>平成30年2月8日 一部改正</p> <p>令和元年6月27日 一部改正</p> <p>令和2年2月27日 一部改正</p> <p>令和2年6月25日 一部改正</p> <p><u>令和3年 月 日 一部改正</u></p> <p>別表1～2（略）</p>	<p>第1条～第4条（略）</p> <p>（協議会の実施事項）</p> <p>第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。</p> <p>1 現状の水害リスク情報及び各構成員が実施している現状の減災に係る取組状況等の共有</p> <p>2 県管理河川の流域ごとに、水位情報に加え、避難勧告等の発令に資する情報提供</p> <p>3 その他、広島県管理河川の氾濫に関する減災対策において必要な事項</p> <p>第6条～第12条（略）</p> <p>附 則</p> <p>本規約は、平成29年2月7日から施行する。</p> <p>平成30年2月8日 一部改正</p> <p>令和元年6月27日 一部改正</p> <p>令和2年2月27日 一部改正</p> <p>令和2年6月25日 一部改正</p> <hr/> <p>別表1～2（略）</p>

別表 3

広島県土木建築局道路河川管理課長
広島県土木建築局河川課長
広島県西部建設事務所次長(技術)
広島県西部建設事務所廿日市支所次長(技術)
広島県西部建設事務所安芸太田支所次長(技術)
広島市危機管理室災害対策課長
広島市中区市民部地域起こし推進課長
広島市東区市民部地域起こし推進課長
広島市南区市民部地域起こし推進課長
広島市西区市民部地域起こし推進課長
広島市安佐南区市民部地域起こし推進課長
広島市安佐北区市民部地域起こし推進課長
広島市安芸区市民部地域起こし推進課長
広島市佐伯区市民部地域起こし推進課長
大竹市総務部危機管理課長
廿日市市総務部危機管理課事業調整監
安芸高田市総務部危機管理課長
江田島市危機管理監危機管理課長
府中町総務企画部危機管理課長
海田町総務部防災課長
熊野町住民生活部防災安全課長
坂町民生部環境防災課長
安芸太田町総務課長
北広島町危機管理監

別表 3

広島県土木建築局道路河川管理課長
広島県土木建築局河川課長
広島県西部建設事務所次長(技術)
広島県西部建設事務所廿日市支所次長(技術)
広島県西部建設事務所安芸太田支所次長(技術)
広島市危機管理室災害対策課長
広島市中区市民部地域起こし推進課長
広島市東区市民部地域起こし推進課長
広島市南区市民部地域起こし推進課長
広島市西区市民部地域起こし推進課長
広島市安佐南区市民部地域起こし推進課長
広島市安佐北区市民部地域起こし推進課長
広島市安芸区市民部地域起こし推進課長
広島市佐伯区市民部地域起こし推進課長
大竹市総務部危機管理課長
廿日市市総務部危機管理課事業調整監
安芸高田市総務部危機管理課長
江田島市危機管理監危機管理課長
府中町総務企画部危機管理課長
海田町総務部防災課主幹
熊野町住民生活部防災安全課長
坂町民生部環境防災課長
安芸太田町総務課長
北広島町危機管理監

別表 3

中国地方整備局太田川河川事務所副所長
三次河川国道事務所副所長
広島地方気象台防災管理官

(オブザーバー)

広島県危機管理課
中国地方整備局河川部

別表 3

中国地方整備局太田川河川事務所副所長
三次河川国道事務所副所長
広島地方気象台防災管理官

(オブザーバー)

広島県危機管理課
中国地方整備局河川部